

全 員 協 議 会

令和7年11月25日（火）

○ 議 題

1. 専決処分報告について

- ・損害賠償の額の決定及び和解について（資料No.1-1） 「地域振興課」
- ・損害賠償の額の決定及び和解について（資料No.1-2） 「高齢者障がい者福祉課」

2. 専決処分報告について

- ・令和7年度 一般会計補正予算（第5号）（資料No.2） 「財政課」

3. 条例議案について（資料No.3）

「総務課」

- ・江津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
制定について 外5件

4. 工事請負契約の締結について（資料No.4）

「管財課」

- ・江津東小学校（教室棟）外壁改修他工事の変更仮契約

5. 令和7年度補正予算の概要について（資料No.5）

「財政課」

6. 訓練等給付事業について（資料No.6）

「高齢者障がい者福祉課」

7. 児童支援事業について（資料No.7）

「高齢者障がい者福祉課」

8. 有害鳥獣被害対策事業（緊急銃猟体制整備）について（資料No.8）

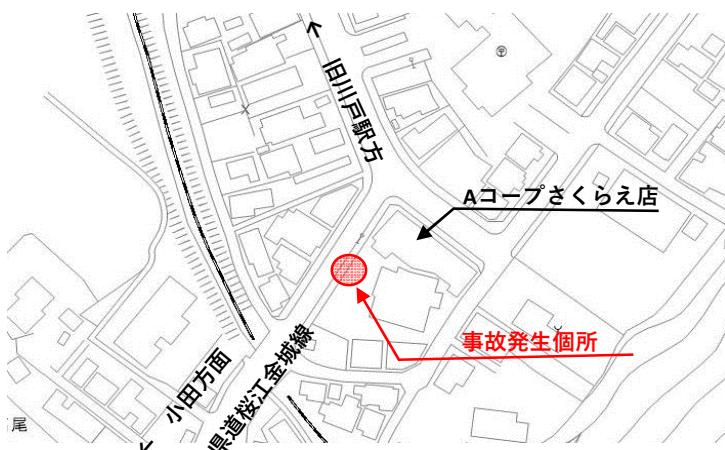
「農林水産課」

専決処分について

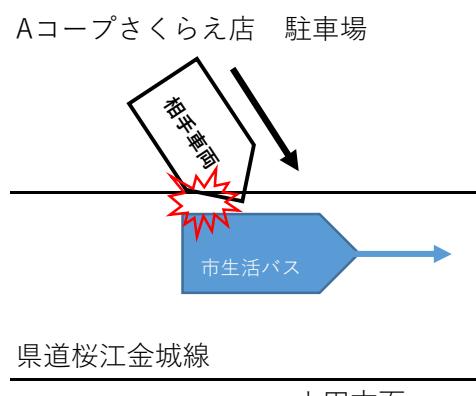
(車両事故の損害賠償報告)

1. 事故発生日時	令和7年1月31日（木）午後12時13分頃
2. 事故発生場所	江津市桜江町川戸（県道桜江金城線）
3. 事故の状況	市生活バスを回送中、駐車場から県道に出てきた相手車両右前部と市生活バス左後部が接触し、双方の車両が破損した。
4. 当方の過失率	10%
5. 損害賠償の額	9,000円
6. 示談日	令和7年9月25日
7. 専決処分日	令和7年10月15日

位置図



事故状況図

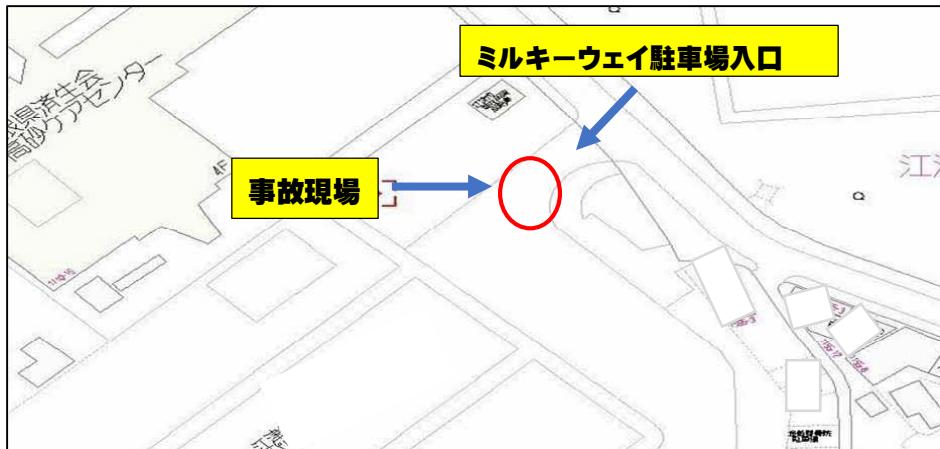


専決処分について

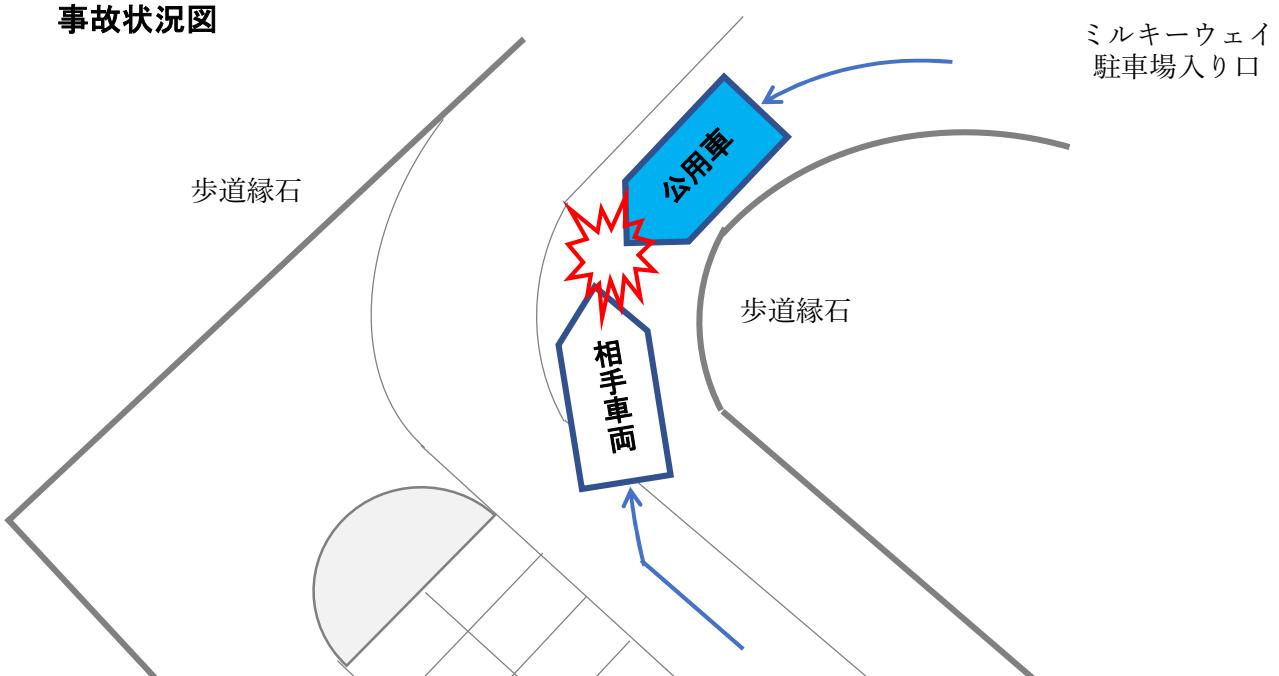
(車両事故の損害賠償報告)

1.事故発生日時	令和7年6月24日（火）午前11時40分頃
2.事故発生場所	江津市江津町ミルキーウェイ駐車場入り口付近
3.事故の状況	当該車両がミルキーウェイ駐車場入り口付近を走行中、前方から来た相手方の車両と接触した。
4.当方の過失率	20%
5.損害賠償の額	10,100円
6.示談日	令和7年10月9日
7.専決処分日	令和7年10月20日

位置図



事故状況図



令 和 7 年 度

10月3日専決補正予算

予算のあらまし
及び事業概要



令和7年度 江津市補正予算総括表

10月3日専決補正予算

単位:千円

会計別		補正前の額	補正額	補正後計	令和6年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)
一般会計		19,318,199	32,700	19,350,899	18,149,161	1,201,738	6.6
特別会計	国民健康保険事業	3,029,302		3,029,302	3,184,890	△ 155,588	△ 4.9
	国民健康保険診療所事業	1,547		1,547	1,627	△ 80	△ 4.9
	後期高齢者医療事業	873,427		873,427	880,511	△ 7,084	△ 0.8
	小計	3,904,276	0	3,904,276	4,067,028	△ 162,752	△ 4.0
合計		23,222,475	32,700	23,255,175	22,216,189	1,038,986	4.7

令和7年度 一般会計補正予算(第5号)総括表

10月3日専決補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 税	2,824,141		2,824,141	
2. 地方譲与税	170,000		170,000	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,500		13,500	
10. 地方交付税	6,280,000	14,700	6,294,700	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	96,122		96,122	
13. 使用料及び手数料	206,023		206,023	
14. 国庫支出金	2,790,151		2,790,151	
15. 県支出金	1,242,146		1,242,146	
16. 財産収入	35,821		35,821	
17. 寄 付 金	619,491		619,491	
18. 繰 入 金	1,163,165		1,163,165	
19. 繰 越 金	630,740		630,740	
20. 諸 収 入	765,699		765,699	
21. 市 債	1,873,200	18,000	1,891,200	
歳 入 合 計	19,318,199	32,700	19,350,899	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	139,556		139,556	
2. 総 務 費	3,421,641		3,421,641	
3. 民 生 費	5,801,932		5,801,932	
4. 衛 生 費	1,761,516		1,761,516	
5. 労 働 費	49,294		49,294	
6. 農林水産業費	721,099		721,099	
7. 商 工 費	360,338		360,338	
8. 土 木 費	2,366,589		2,366,589	
9. 消 防 費	726,229		726,229	
10. 教 育 費	1,890,571		1,890,571	
11. 災害復旧費	51,950	32,700	84,650	
12. 公 債 費	2,017,484		2,017,484	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	19,318,199	32,700	19,350,899	

令和7年度 10月3日専決補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの		
10 地方交付税	6,280,000	14,700	6,294,700	普通交付税		
21 市債	1,873,200	18,000	1,891,200	現年発生農業用施設災害復旧事業	900	現年発生林道災害復旧事業 3,700
				現年発生公共土木施設等災害復旧事業	13,400	
合 計		32,700				

令和7年度 10月3日専決補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳							
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源			
事業名				事業概要							
災害復旧費											
現年発生農業用施設 災害復旧費	4,100	1,500	5,600				900		600		
現年発生農業用施設 災害復旧事業	«起債単独»農業用施設修繕料(4か所)										
現年発生林業施設災 害復旧費	4,500	5,800	10,300				3,700		2,100		
現年発生林道灾害復 旧事業	«起債単独»林道施設修繕料(13か所)										
現年発生公共土木施 設災害復旧費	21,200	13,400	34,600				13,400				
現年発生公共土木施 設災害復旧事業	«起債単独»修繕料(道路 36か所)										
現年発生その他公共 施設災害復旧費		12,000	12,000						12,000		
現年発生その他公共 施設災害復旧事業	«単独»普通財産土地(1か所) 修繕料 1,000千円、測量設計業務委託料 1,000千円、工事費 10,000千円										

令和7年度 10月3日専決補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳				予算額の内訳										
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	4.一般補助施設整備等	5.一般単独(5-3~6は内書き)				6.辺地対策	7.過疎対策
						現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)		
総務債	過疎対策事業(ソフト事業)	7	96,500		96,500										96,500
	地域コミュニティ交流センター整備事業	7	5,100		5,100										5,100
	生活交通バス整備事業	7	11,000		11,000										11,000
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	7	85,400		85,400										85,400
児童福祉債	保育所等整備事業	7	7,000		7,000										7,000
衛生債	地域医療支援対策事業	7	10,700		10,700										10,700
	エコクリーンセンター整備事業	7	346,500		346,500										346,500
	不燃物処理場整備事業	7	15,900		15,900										15,900
農業債	農道整備事業	7	13,000		13,000										13,000
	農地耕作条件改善事業	4	500 (13,700)		500 (13,700)				500 (13,700)						
	給水施設整備事業	6	6,500		6,500										6,500
	ライスセンター再編整備事業	7	(300,800)		(300,800)										(300,800)
林業債	災害関連緊急治山事業	5	14,800		14,800				14,800			14,800			
	林業専用道開設事業	6	35,000 (10,100)		35,000 (10,100)										35,000 (10,100)
商工債	地場産業振興センター改修事業	7	91,200		91,200										91,200
	観光費	7	(2,800)		(2,800)										(2,800)
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	5	45,000		45,000				45,000		45,000				
	市道敬川試験場線側溝改良事業	7	26,100		26,100										26,100
	市村地区側溝改良事業	5	8,000		8,000				8,000			8,000			
	橋梁長寿命化事業	6・7	24,300 (4,600)		24,300 (4,600)										4,500
	通学路整備事業	7	181,400 (7,200)		181,400 (7,200)										181,400 (7,200)
	道路ストック総点検事業	1	2,000		2,000	2,000									
	落石対策事業	1	34,900		34,900	34,900									
	道路維持補修事業	7	(21,500)		(21,500)										(21,500)
	市道敬川試験場線側溝改良事業	7	(4,000)		(4,000)										(4,000)
河川債	河川浚渫事業	5	10,000		10,000				10,000			10,000			
都市計画債	公園施設長寿命化事業	7	90,100 (1,200)		90,100 (1,200)										90,100 (1,200)
	東高浜市街地整備事業	7	18,700		18,700										18,700
	有福温泉街なみ整備事業	6	19,200		19,200										19,200
	石見海浜公園整備事業	7	14,000		14,000										14,000
	防災集団移転促進事業	4	79,500 (97,800)		79,500 (97,800)				79,500 (97,800)						
	中央公園整備事業	7	7,300		7,300										7,300
	まち交公園整備事業	7	5,400		5,400										5,400

令和7年度 10月3日専決補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳				予算額の内訳													
	市債分類番号	説明名称	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等 復旧・単独	3-1.災害 復旧・補助	3-2.災害 復旧・補助	4.一般補 助施設整 備等	5.一般単独 (5-3~6は内書き)				6.辺地 対策	7.過疎 対策			
			現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)					
都市公園管理事業	7	都市公園管理事業	(10,700)		(10,700)										(10,700)			
消防債	5	防災施設整備事業	24,700		24,700				24,700	24,700								
小学校債	7	緊急自動車等更新事業	53,700		53,700				7,800	7,800					53,700			
中学校債	7	大規模改修事業	153,800		153,800									153,800				
教育債	7	仮称西部統合小学校建設事業	237,300 (171,500)		237,300 (171,500)									237,300 (171,500)				
社会教育債	7	コミニティセンター管理事業	2,600		2,600									2,600				
臨時財政対策債	7	社会体育施設整備事業	7,700		7,700									7,700				
農林水産施設災害復旧費	3	現年発生農業用施設災害復旧事業	1,000 (1,000)	900	1,900 (1,000)	1,900 (1,000)												
公共土木施設等災害復旧費	3	現年発生林道灾害復旧事業	2,800 (300)	3,700	6,500 (300)	6,500 (300)												
市債・現年分合計			1,873,200	18,000	1,891,200	36,900	50,900	3,400	80,000	117,400	39,600	45,000	22,800	10,000	65,200	1,537,400		
市債・繰越分合計 ()書き			(733,500)		(733,500)		(15,300)	(3,300)	(111,500)	(69,000)			(69,000)	(10,100)	(524,300)			
市債・現年分 繰越分 合計			2,606,700	18,000	2,624,700	36,900	66,200	6,700	191,500	186,400	39,600	45,000	91,800	10,000	75,300	2,061,700		

条 例 議 案 に つ い て

- 議案第 61 号 江津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 62 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 63 号 江津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 64 号 江津市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 65 号 江津市公的住宅管理条例の制定について
- 議案第 66 号 江津市営住宅等駐車場条例の一部を改正する条例制定について

議案第 61 号

条例名	江津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	<p>○ 第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。</p>		
施行期日	地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日		
関連例規等			
備考			

江津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年江津市条例第30号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

議案第 62 号

条例名	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	区分	一部改正
制定の理由	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の一部の規定が施行され、虐待対応の強化として保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設された。これにより、関連する児童福祉関連府省令の規定が改正（令和7年10月1日施行）されたことに伴う、関係条例の引用箇所の改正を行う。		
条例の内容	<p>「児童福祉法第33条の10各号」を「児童福祉法第33条の10第1項各号」に改める。</p> <p>① 江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正</p> <p>② 江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正</p> <p>③ 江津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正</p>		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備考			

江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第21号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)～(4) [略] 2 [略]	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下_____「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)～(4) [略] 2 [略]
第16条～第24条 [略]	第16条～第24条 [略]
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号

に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第22号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

江津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第28号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

議案第 63 号

条例名	江津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	区分	新制定
制定の理由	<p>「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）が施行されたことに伴い、乳児等通園支援事業が創設された。</p> <p>令和8年度からの事業の実施に向け、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定める。</p>		
条例の内容	<p>○ 事業の実施にあたり必要な、運営に関する規定、設備及び職員の基準、最低基準の向上・維持義務等の基準を定めることとされており、国の基準である「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」に定める基準の例によるものとする。</p>		
施行期日	公布の日		
関連例規等	江津市乳児等通園支援事業の認可に関する規則		
備考			

江津市規則第 号

江津市乳児等通園支援事業の認可に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する認可を行うこと及び同条第7項に規定する休止又は廃止の承認を行うことについて、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）及び江津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（江津市条例第号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、事業開始3か月前までに乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(意見の聴取)

第3条 法第34条の15第4項の規定により、市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(認可の通知)

第4条 市長は、第2条の申請に対し、認可するときは乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）を、認可しないときは乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(施設名称等の変更の届出)

第5条 規則第36条の36第3項に規定する届出は、変更のあった日から起算して1月以内に、市長に乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）（様式第4号）を提出しなければならない。

(建物その他設備の変更の届出)

第6条 規則第36条の36第4項に規定する届出は、あらかじめ市長に乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更届）（様式第5号）を提出しな

ければならない。

(廃止又は休止の届出及び承認)

第7条 法第34条の15第7項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けた者が当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ乳児等通園事業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、地域の保育の実情等を勘案し、承認するときは乳児等通園支援事業認可廃止（休止）承認通知書（様式第7号）を、承認しない場合は、乳児等通園支援事業認可廃止（休止）不承認通知書（様式第8号）を交付するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、告示で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 64 号			
条 例 名	江津市手数料条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	建築物省エネ法等の規定を踏まえた完了検査手数料の見直し及び建築基準法、長期優良住宅法、都市低炭素化法、建築物省エネ法に係る島根県の労務単価等の見直し、読み替え規定による表構成の変更に伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第19号表（建築基準法に基づく申請手数料） <ul style="list-style-type: none"> ・島根県において労務単価等の見直しがされたため額の改正 ・建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する建築確認等を受けた建築物の完了検査手数料の加算の免除 ○ 第20号表（長期優良住宅法に基づく申請手数料）、第21号表（都市低炭素化法に基づく申請手数料）、第22号表（建築物省エネ法に基づく申請手数料） <ul style="list-style-type: none"> ・島根県において労務単価等の見直しがされたため額の改正 ・読み替え規定による表構成の改正 		
施行期日	令和8年4月1日		
関連例規等			
備 考			

江津市手数料条例（平成12年江津市条例第2号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）		
(種類及び金額)	(種類及び金額)		
第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。		
(1)～(18) [略]	(1)～(18) [略]		
(19) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認に関する申請手数料 次表に掲げる手数料	(19) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認に関する申請手数料 次表に掲げる手数料		
区分	手数料の額	区分	手数料の額
1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）		1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>8,600円</u>	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>9,050円</u>
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>15,600円</u>	イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>16,600円</u>
ウ 床面積の合計が100平方メートル以上のもの	申請又は通知1件につき <u>24,700円</u>	ウ 床面積の合計が100平方メートル以上のもの	申請又は通知1件につき <u>26,500円</u>

一トルを超える、200平方メートル以内のもの	<u>0円</u>	一トルを超える、200平方メートル以内のもの	<u>0円</u>
エ 床面積の合計が200平方メートルを超える、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>26,900円</u>	エ 床面積の合計が200平方メートルを超える、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>28,900円</u>
オ 床面積の合計が300平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>35,500円</u>	オ 床面積の合計が300平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>38,100円</u>
カ 床面積の合計が500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>63,700円</u>	カ 床面積の合計が500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>68,600円</u>
キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき <u>107,000円</u>	キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき <u>115,000円</u>
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項に基づく審査を受けようとする者(江津市が審査を受けようとする場合を除く。)		2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項に基づく審査を受けようとする者(江津市が審査を受けようとする場合を除く。)	
ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。)	<u>1</u> の工作物につき <u>17,700円</u>	ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。)	<u>1</u> の工作物につき <u>18,800円</u>
イ 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工	<u>2</u> の工作物につき <u>11,100円</u>	イ 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工	<u>1</u> の工作物につき <u>11,700円</u>

作物を築造する場合		作物を築造する場合	
3 [略]	[略]	3 [略]	[略]
4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者(江津市が審査を受けようとする場合を除く。)		4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者(江津市が審査を受けようとする場合を除く。)	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 14,000円	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 14,000円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>21,00</u> 0円	イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>21,90</u> 0円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>32,00</u> 0円	ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>33,40</u> 0円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>41,00</u> 0円	エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>43,70</u> 0円
オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>44,00</u> 0円	オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>46,80</u> 0円
カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>55,00</u> 0円	カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>59,00</u> 0円

一トル以内のもの キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき <u>64,00</u> 0円	一トル以内のもの キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき <u>68,40</u> 0円
5 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者(江津市が審査を受けようとする場合を除く。)	二の工作物につき 30,000円	5 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者(江津市が審査を受けようとする場合を除く。)	二の工作物につき 30,000円
6 完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合(以下この項において「中間検査を受けた場合」という。) ア 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>30,00</u> 0円 申請又は通知1件につき <u>40,00</u> 0円	6 完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合(以下この項において「中間検査を受けた場合」という。) ア 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>33,10</u> 0円 申請又は通知1件につき <u>43,30</u> 0円

	<p>ウ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が500平方メートルを超え、<u>1000平方メートル</u>以内のもの</p> <p>オ 床面積の合計が<u>1000平方メートル</u>を超えるもの</p>	<p>申請又は通知1件につき <u>43,00</u>0円</p> <p>申請又は通知1件につき <u>53,00</u>0円</p> <p>申請又は通知1件につき <u>61,00</u>0円</p>	<p>ウ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が500平方メートルを超え、<u>1,000平方メートル</u>以内のもの</p> <p>オ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超えるもの</p>	<p>申請又は通知1件につき <u>46,30</u>0円</p> <p>申請又は通知1件につき <u>57,70</u>0円</p> <p>申請又は通知1件につき <u>66,40</u>0円</p>
7	<p>法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けようとする者</p> <p>ア 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が500平方メートルを超え、<u>1000平方メートル</u>以内のもの</p>	<p>申請又は通知1件につき <u>29,70</u>0円</p> <p>申請又は通知1件につき <u>38,50</u>0円</p> <p>申請又は通知1件につき <u>39,80</u>0円</p> <p>申請又は通知1件につき <u>46,60</u>0円</p>	<p>7 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けようとする者</p> <p>ア 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が500平方メートルを超え、<u>1,000平方メートル</u>以内のもの</p>	<p>申請又は通知1件につき <u>31,80</u>0円</p> <p>申請又は通知1件につき <u>41,40</u>0円</p> <p>申請又は通知1件につき <u>42,80</u>0円</p> <p>申請又は通知1件につき <u>50,10</u>0円</p>

<u>トル</u> 以内のもの オ 床面積の合計が <u>1000</u> 平方 メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき <u>47,60</u> 0円	<u>一トル</u> 以内のもの オ 床面積の合計が <u>1,000</u> 平方 メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき <u>51,20</u> 0円
8~20 [略]	[略]	8~20 [略]	[略]
21 _____ _____建築物 の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。次項において「政令」という。)第137条の12第6項)	申請1件につき 27,300円	21 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。次項において「政令」という。)第137条の1 2第11項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者 _____	申請1件につき 27,300円
22 _____建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定(政令第137条の12第7項)	申請1件につき 27,300円	22 政令第137条の12第12項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者 _____	申請1件につき 27,300円
23 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行		23 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行	

規則(平成28年国土交通省令第5号。次項において「建築物省エネ省令」という。)第2条の規定が適用される建築物(同条第1項第2号若しくは第3号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化法」という。)第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合

規則(平成28年国土交通省令第5号。次項において「建築物省エネ省令」という。)第2条の規定が適用される建築物(同条第1項第2号若しくは第3号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化法」という。)第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合

判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)を除く。)について、法第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者(江津市が審査を受けようとする場合を除く。)		判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)を除く。)について、法第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者(江津市が審査を受けようとする場合を除く。)	
ア 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		ア 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
(ア) 床面積の合計が200 <u>m²</u> 未満	13,000円	(ア) 床面積の合計が200 <u>平方メートル</u> 未満	13,000円
(イ) 床面積の合計が200 <u>m²</u> 以上	14,000円	(イ) 床面積の合計が200 <u>平方メートル</u> 以上	14,000円
イ 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年/経済産業省/国土交通省/令第1		イ 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年/経済産業省/国土交通省/令第1	

	号。以下この項において「基準省令」という。) 第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。) を有しないものをいう。) 又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の場合		号。以下この項において「基準省令」という。) 第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。) を有しないものをいう。) 又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の場合	
	(ア) 床面積の合計が300 <u>m²</u> 未満	<u>23,000円</u>	(ア) 床面積の合計が300 <u>平方メートル</u> 未満	<u>24,400円</u>
	(イ) 床面積の合計が300 <u>m²</u> 以上	<u>36,000円</u>	(イ) 床面積の合計が300 <u>平方メートル</u> 以上	<u>38,400円</u>
24 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ			24 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ	

法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する検査

_____を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）_____

法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する検査（以下この項において単に「完了検査」という。）を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第5条第1項に規定

		<u>する建設住宅性能評価(特定建築行為(建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。)に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。)を受けた住宅について完了検査を受けようとする場合にあっては、この限りでない。</u>	
ア 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	5,000円	ア 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	5,000円
イ 検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合		イ 検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合	
(ア) 住宅部分の床面積の合計が300m ² 未満	10,000円	(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満	10,000円
(イ) 住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上	20,000円	(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上	20,000円

<p>上</p> <p>ウ 檜査を受けようとする建築物が非住宅部分（工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分を除く。）を有する場合</p> <p>（ア） 非住宅部分の床面積の合計が300<u>m²</u> 未満</p> <p>（イ） 非住宅部分の床面積の合計が300<u>m²</u> 以上</p> <p>エ イ及びウのいずれにも該当する場合</p>	<p>10,000円</p> <p><u>16,000円</u></p> <p>イ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>	<p>上</p> <p>ウ 檜査を受けようとする建築物が非住宅部分（工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分を除く。）を有する場合</p> <p>（ア） 非住宅部分の床面積の合計が300<u>平方メートル</u> 未満</p> <p>（イ） 非住宅部分の床面積の合計が300<u>平方メートル</u> 以上</p> <p>エ イ及びウのいずれにも該当する場合</p>	<p>10,000円</p> <p><u>17,100円</u></p> <p>イ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>
---	--	---	--

備考 [略]

(20) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定による長期優良住宅建築等計画の認定等の手数料 次表に掲げる手数料

備考 [略]

(20) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定による長期優良住宅建築等計画の認定等の手数料 次表に掲げる手数料

区分	手数料の額
----	-------

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この項において「建築等計画」という。）又は同条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画（以下第2項において「維持保全計画」という。）の認定（以下この項及び第3項において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において	45,000円（確認書又は住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。以下この項及び次項において「確認書等」という。）の提出がある場合にあって	1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この項において「建築等計画」という。）又は同条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画（以下第2項において「維持保全計画」という。）の認定（以下この項及び第3項において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において「確認書等」という。）の提出がある場合にあって	47,800円（確認書又は住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。以下この項及び次項において「確認書等」という。）の提出がある場合にあって
---	--	--	--

同じ。) の場合	は <u>12,000円</u>)	同じ。) の場合	は <u>12,700円</u>)
イ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）で1棟の <u>床面積</u> が500平方メートル以内のもの場合	<u>104,000円</u> （確認書等がある場合にあっては <u>22,000円</u> ）を認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅（法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の認定の申請の数をいう。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）	イ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）で1棟の <u>床面積の合計</u> が500平方メートル以内のもの場合	<u>112,000円</u> （確認書等がある場合にあっては <u>23,300円</u> ）を認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅（法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の認定の申請の数をいう。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）
ウ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする一戸建ての住宅の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合	<u>67,000円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては <u>18,000円</u> ）	ウ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする一戸建ての住宅の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合	<u>71,700円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては <u>19,100円</u> ）
エ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しよう	<u>157,000円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては <u>33,000円</u> ）を認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住	エ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しよう	<u>169,000円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては <u>35,000円</u> ）を認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住

<p>とする共同住宅等で1棟の床面積_____が500平方メートル以内のものの場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等で1棟の床面積_____が500平方メートル以内のものの場合</p>	<p>宅を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の認定又は維持保全計画の認定の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)</p>	<p>とする共同住宅等で1棟の床面積の合計が500平方メートル以内のものの場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等で1棟の床面積の合計が500平方メートル以内のものの場合</p>	<p>宅を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の認定又は維持保全計画の認定の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)</p>
<p>2 法第8条第1項の規定に基づく建築等計画の変更又は同項の規定による維持保全計画の変更の認定(以下この表において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者(第4項に掲げる者を除く。)</p> <p>ア 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が第1項アの建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合</p> <p>イ 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が第1項アの建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合</p>	<p>23,000円(変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては<u>6,000円</u>)</p>	<p>23,000円(変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては<u>6,350円</u>)</p>	<p>建築等計画の変更の認定に係る住</p>

<p>定を受けようとする住宅が第1項イの建築等計画の認定を受けた共同住宅等でその住戸の属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計が500平方メートル以内のもの場合</p> <p>ウ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が第1項ウの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合</p>	<p>係る確認書等の提出がある場合にあっては22,000円)を変更認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の変更の認定の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)</p> <p>34,000円(変更後の建築等計画又は維持保全計画(次項において「変更後の計画」という。)に係る確認書等の提出がある場合にあっては9,00円)</p>	<p>定を受けようとする住宅が第1項イの建築等計画の認定を受けた共同住宅等</p> <p>戸が属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計の区分に応じ、前項イに定める額(この場合において、同項イ中の「建築等計画の認定」とあるのは「建築等計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「変更に係る部分の床面積の合計」と、「確認書等」とあるのは「変更後の建築等計画に係る確認書等」と、「認定申請数」とあるのは「変更認定申請数」と読み替えるものとする。)</p> <p>35,800円(変更後の建築等計画又は維持保全計画(次項において「変更後の計画」という。)に係る確認書等の提出がある場合にあっては9,550円)</p>
---	---	--

エ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が第1項エの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等で建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸の属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積が500平方メートル以内のものの場合	157,000円(変更後の計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては33,000円)を変更認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)	エ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、前項エに定める額(この場合において、同項エ中の「建築等計画の認定」とあるのは「建築等計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「変更に係る部分の床面積の合計」と、「確認書等」とあるのは「変更後の建築等計画に係る確認書等」と、「認定申請数」とあるのは「変更認定申請数」と、「維持保全計画の認定」とあるのは「維持保全計画の変更の認定」と読み替えるものとする。)の場合	
3 [略]	[略]	3 [略]	
4 建築等計画の変更の認定	3,000円	4 建築等計画の変更の認定	3,170円

(法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。)を受けようとする者		(法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。)を受けようとする者					
5 法第10条の規定に基づく計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者	<u>3,000円</u>	5 法第10条の規定に基づく計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者	<u>3,170円</u>				
(21) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定による低炭素建築物新築等計画の認定に関する手数料 次表に掲げる手数料							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下この表において「計画」という。）の認定を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）に</td><td></td></tr> </tbody> </table>			区分	手数料の額	1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下この表において「計画」という。）の認定を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）に		
区分	手数料の額						
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下この表において「計画」という。）の認定を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）に							

<p>係る計画の認定を受けようとする場合</p> <p>(ア) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「省令」という。)第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p><u>34,000円</u> (住宅基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この項において「認定基準」という。)に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項</p>	<p>係る計画の認定を受けようとする場合</p> <p>(ア) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項_____において「省令」という。)第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p><u>36,100円</u> (住宅基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この項において「認定基準」という。)に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項</p>
---	---	--	---

		及び次項において同じ。) の提出がある場合にあっては、5,000円)		及び次項において同じ。) の提出がある場合にあっては、5,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの		38,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
(イ) 当該住宅について、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合			(イ) 当該住宅について、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの		18,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの		19,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
(ウ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以			(ウ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以	

<p>下この項及び次項において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 26,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>イ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。)又は複合建築物</p>	<p>下この項及び次項において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 26,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>イ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。)又は複合建築物</p>
--	--

(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合	計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額	(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合	計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法(次項において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合 a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>225,000円</u> (非住宅基準適合証(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下の項及び次項において同じ。)	(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法(次項において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合 a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>241,000円</u> (非住宅基準適合証(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下の項_____において同じ。)

	<p>の提出がある場合にあっては、10,000円)</p> <p><u>277,000円</u>（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、<u>16,000円</u>）</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (イ) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(次項において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の床面積の合</p>	<p>の提出がある場合にあっては、10,000円)</p> <p><u>297,000円</u>（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、<u>17,100円</u>）</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (イ) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(次項において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合 a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の床面積の合</p>
--	--	---

計が300平方メートル未満のもの	出がある場合にあっては、10,000円)	計が300平方メートル未満のもの	出がある場合にあっては、10,000円)
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上ものの	<u>114,000円</u> (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>20,000円</u>)	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上ものの	<u>120,000円</u> (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>21,200円</u>)
(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>32,000円</u> (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>34,200円</u> (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上ものの	57,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>20,000円</u>)	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上ものの	57,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>21,200円</u>)
(オ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		(オ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>50,000円</u> (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>53,000円</u> (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上ものの	<u>85,000円</u> (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>20,000円</u>)	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上ものの	<u>89,300円</u> (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>21,200円</u>)

上のもの	<u>0円)</u>	上のもの	<u>0円)</u>
<p>2 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更(以下この表において「計画の変更」という。)の認定を受けようとする者</p> <p>ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p> <p>(ア) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 当該住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>17,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)</p> <p>19,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)</p> <p>9,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)</p>	<p>2 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更(以下この表において「計画の変更」という。)の認定を受けようとする者</p> <p>ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p> <p>(ア) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 当該住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>18,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)</p> <p>19,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)</p> <p>9,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)</p>

	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	10,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円) 13,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円) 14,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円) <u>非住宅建築物又は複合建築物 (非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。) にあっては (ア) 又は (イ) に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物 (住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。) にあっては (ウ) から (オ) までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物 (非住宅部分に限って計画の</u>	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合 <u>計画の変更に係る部分 (床面積の増加に係る部分を除く。) の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計 (以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。) の区分に応じ、前項イに定める額 (この場合において、同項イ中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」</u>	10,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円) 13,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円) 14,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
--	--	--	--	---

	<p><u>変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては（ア）又は（イ）及び（ウ）から（オ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</u></p>	<p><u>と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と、「非住宅基準適合証」とあるのは「変更後の計画に係る非住宅基準適合証」と、「住宅基準適合証等」とあるのは「変更後の計画に係る住宅基準適合証等」と読み替えるものとする。）</u></p>
(ア) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合 a 非住宅部分の計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」とい	225,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)	[削る]

	う。) が300平方メートル未満のもの		
b	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	277,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）	[削る]
(イ)	当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
a	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）	
b	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）	[削る]
(ウ)	当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合		
a	住宅部分の計画の変更	67,000円（変更後の計画に係る住	

に係る部分の床面積の 合計が300平方メートル 未満のもの	宅基準適合証等の提出がある場 合にあっては、10,000円)		
b 住宅部分の計画の変更 に係る部分の床面積の 合計が300平方メートル 以上のもの	114,000円（変更後の計画に係る 住宅基準適合証等の提出がある 場合にあっては、20,000円）		
(エ) 当該建築物の住宅部 分について誘導仕様基準 を用いて評価を行う場合		[削る]	
a 住宅部分の計画の変更 に係る部分の床面積の 合計が300平方メートル 未満のもの	32,000円（変更後の計画に係る住 宅基準適合証等の提出がある場 合にあっては、10,000円）		
b 住宅部分の計画の変更 に係る部分の床面積の 合計が300平方メートル 以上のもの	57,000円（変更後の計画に係る住 宅基準適合証等の提出がある場 合にあっては、20,000円）		
(オ) 当該建築物の住宅部 分について誘導仕様・計算 併用法基準を用いて評価 を行う場合		[削る]	
a 住宅部分の計画の変更	50,000円（変更後の計画に係る住		

に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)		
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上もの	85,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)		
3 [略]			
(22) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料 次表に掲げる手数料			
区分	手数料の額		
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。） 第11条第1項 <u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項から第5の項までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項から第4の項</u>			
区分	手数料の額		
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。） 第11条第1項及び第12条第2項 <u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項から第3の項までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項から次項</u>			

までにおいて「適合性判定」という。) (以下この項において「計画の適合性判定」という。)を受けようとする者

ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので知事が定めるもの部分(以下この項から第5の項までにおいて「工場等部分」という。)を除く。以下の項から第5の項までにおいて同じ。)を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等(共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住

非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物

にあっては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手

までにおいて「適合性判定」という。) (以下この項において「計画の適合性判定」という。)を受けようとする者

ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので知事が定めるもの部分(以下この項から第3の項までにおいて「工場等部分」という。)を除く。以下の項から第3の項までにおいて同じ。)を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等(共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住

非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物又は複合建築物(非住宅部分又は工場等部分に限って計画の適合性判定を受けようとする場合に限る。)

にあっては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手

<p>宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下この項から第5の項までにおいて同じ。) 又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下の項において同じ。）である場合</p> <p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この項において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をい</p>	<p>数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の (ア) 又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。</p>	<p>宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下この項から第3の項までにおいて同じ。) 又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下の項において同じ。）である場合</p> <p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この項において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をい</p>	<p>数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の (ア) 又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。</p>
--	--	--	--

	う。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。) の合計が300平方メートル未満のもの	
b	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>276,000円</u>
(イ)	当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a	工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
	う。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。) の合計が300平方メートル未満のもの	
b	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>297,000円</u>
(イ)	当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a	工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円

b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (ウ) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロの基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合	<u>30,000円</u>	b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (ウ) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロの基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合	<u>32,100円</u>
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>86,000円</u>	a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>92,100円</u>
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>108,000円</u>	b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>115,000円</u>
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル	<u>19,000円</u>	a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル	<u>19,000円</u>

未満のもの		
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>26,000円</u>	<u>27,500円</u>
(才) 当該建築物の住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。)について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項において「標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合		
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>67,000円</u>	<u>71,900円</u>
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>114,000円</u>	<u>120,000円</u>
(カ) 当該建築物の住宅部		

分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項において「仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合		分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項から第3の項において「仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>32,000円</u>	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>34,200円</u>
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>56,000円</u>	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>59,300円</u>
(キ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この項において「仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合		(キ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この項から第3の項において「仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合	

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>50,000円</u>	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>53,000円</u>
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>85,000円</u>	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>89,300円</u>
イ 計画の適合性判定を受けるとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この項から <u>第5の項</u> までにおいて同じ。)の場合		イ 計画の適合性判定を受けるとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この項から <u>第3の項</u> までにおいて同じ。)の場合	
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合		(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>34,000円</u>	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>36,100円</u>
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>37,000円</u>	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>39,800円</u>
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を		(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を	

	行う場合		
	a 床面積の合計が200平 方メートル未満のもの	18,000円	
	b 床面積の合計が200平 方メートル以上のもの	19,000円	
	(ウ) 当該建築物について 仕様・計算併用法基準を用 いて評価を行う場合		
	a 床面積の合計が200平 方メートル未満のもの	25,000円	
	b 床面積の合計が200平 方メートル以上のもの	28,000円	
2 法第11条第2項	_____の規定に基づく計画の 変更の適合性判定（以下この項 において「計画の変更の適合性 判定」という。）を受けようと する者		
	ア 計画の変更の適合性判定 を受けようとする建築物が 非住宅部分を有する建築物、 工場等部分を有する建築物、 共同住宅等又は複合建築物	非住宅部分を有する建築物又は 工場等部分を有する建築物にあ っては（ア）から（エ）までのい ずれかに規定する手数料の額、共 同住宅等にあっては（オ）から	
	行う場合		
	a 床面積の合計が200平 方メートル未満のもの	18,000円	
	b 床面積の合計が200平 方メートル以上のもの	19,000円	
	(ウ) 当該建築物について 仕様・計算併用法基準を用 いて評価を行う場合		
	a 床面積の合計が200平 方メートル未満のもの	26,900円	
	b 床面積の合計が200平 方メートル以上のもの	28,000円	
2 法第11条第2項及び第12条 第3項の規定に基づく計画の 変更の適合性判定（以下この項 において「計画の変更の適合性 判定」という。）を受けようと する者	ア 計画の変更の適合性判定 を受けようとする建築物が 非住宅部分を有する建築物、 工場等部分を有する建築物、 共同住宅等又は複合建築物	計画の変更に係る部分（床面積の 増加に係る部分を除く。）の床面 積の2分の1の面積と当該計画 の変更に係る部分の面積のうち 床面積の増加に係る部分の床面	

<p>である場合</p> <p><u>(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</u></p> <p>a 非住宅部分の計画の変</p>	<p><u>(キ) までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。</u></p>	<p>である場合</p> <p><u>積の合計（以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前項アに定める額（この場合において、同項ア中「計画の適合性判定」とあるのは「計画の変更の適合性判定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。）</u></p> <p>[削る]</p>
		<u>224,000円</u>

<u>更に係る部分(床面積の 増加に係る部分を除 く。)の床面積の2分の 1の面積と当該計画の 変更に係る部分の面積 のうち床面積の増加に 係る部分の床面積との 合計(以下この項及び第 4の項において「計画の 変更に係る部分の床面 積の合計」という。)が3 00平方メートル未満の もの</u>	<u>276,000円</u>	[削る]	[削る]
<u>b 非住宅部分の計画の変 更に係る部分の床面積 の合計が300平方メート ル以上500平方メートル 以内のもの</u>			
<u>(イ) 当該建築物の工場等 部分について標準入力法 等基準を用いて評価を行 う場合</u>			
<u>a 工場等部分の計画の変</u>	<u>23,000円</u>		

<u>更に係る部分の床面積 の合計が300平方メート ル未満のもの</u>	<u>30,000円</u>		
b <u>工場等部分の計画の変 更に係る部分の床面積 の合計が300平方メート ル以上500平方メートル 以内のもの</u>		[削る]	[削る]
(ウ) <u>当該建築物の非住宅 部分についてモデル建物 法基準を用いて評価を行 う場合</u>	<u>86,000円</u>		
a <u>非住宅部分の計画の変 更に係る部分の床面積 の合計が300平方メート ル未満のもの</u>			
b <u>非住宅部分の計画の変 更に係る部分の床面積 の合計が300平方メート ル以上500平方メートル 以内のもの</u>	<u>108,000円</u>		
(エ) <u>当該建築物の工場等 部分についてモデル建物</u>		[削る]	[削る]

<u>法基準を用いて評価を行う場合</u>		
a <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>19,000円</u>	
b <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>26,000円</u>	
(才) <u>当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合</u>		[削る]
a <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>67,000円</u>	[削る]
b <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>114,000円</u>	

(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	[削る]	[削る]
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円	
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	56,000円	
(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	[削る]	[削る]
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円	
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル	85,000円	

<u>以上500平方メートル以内のもの</u>		
イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>17,000円</u>	
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円	
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円	
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円	
(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
a 床面積の合計が200平	13,000円	
イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>18,000円</u>	
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円	
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円	
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円	
(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
a 床面積の合計が200平	13,000円	

<p>方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平 方メートル以上のもの</p> <p>3 法第12条第2項の規定に基 づく計画の適合性判定(以下こ の項において「計画の適合性判 定」という。)を求めようとす る者</p> <p>ア 計画の適合性判定を求め ようとする建築物が非住宅 部分を有する建築物、工場等 部分を有する建築物、共同住 宅等又は複合建築物である 場合</p>	<p>14,000円</p> <p>非住宅部分を有する建築物又は 工場等部分を有する建築物にあ っては(ア)から(エ)までのいず れかに規定する手数料の額、共同 住宅等にあっては(オ)から(キ) までのいずれかに規定する手数 料の額、複合建築物にあっては (ア)から(エ)までのいずれか及 び(オ)から(キ)までのいずれか に規定する区分に応じ、それぞ れに規定する手数料の額を合算し た額。ただし、非住宅部分及び工 場等部分を有する建築物の場合 には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び (エ)に規定する区分に応じ、それ</p>	<p>方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平 方メートル以上のもの</p> <p>[削る]</p>	<p>14,000円</p> <p>[削る]</p>

	<u>それに規定する手数料の額を合 算した額が当該建築物の非住宅 部分及び工場等部分の床面積の 合計を全て非住宅部分の面積と みなした場合の(ア)又は(ウ)に 規定する区分に応じた手数料の 額を超えるときは当該額とする。</u>	
(ア) 当該建築物の非住宅 部分について標準入力法 等基準を用いて評価を行 う場合		
a 非住宅部分の床面積の 合計が300平方メートル 未満のもの		<u>224,000円</u>
b 非住宅部分の床面積の 合計が300平方メートル 以上500平方メートル以 内のもの		<u>276,000円</u>
(イ) 当該建築物の工場等 部分について標準入力法 等基準を用いて評価を行 う場合		
a 工場等部分の床面積の		<u>23,000円</u>

<u>合計が300平方メートル未満のもの</u>	
b <u>工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>30,000円</u>
(ウ) <u>当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u>	
a <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>86,000円</u>
b <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>108,000円</u>
(エ) <u>当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u>	
a <u>工場等部分の床面積の合計が300平方メートル</u>	<u>19,000円</u>

<u>未満のもの</u>		
b <u>工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>26,000円</u>	
(オ) <u>当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合</u>		
a <u>住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>67,000円</u>	
b <u>住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>114,000円</u>	
(カ) <u>当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合</u>		
a <u>住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>32,000円</u>	
b <u>住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以</u>	<u>56,000円</u>	

<u>上500平方メートル以内のもの</u>	
<u>(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u>	
<u>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>50,000円</u>
<u>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>85,000円</u>
<u>イ 計画の適合性判定を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</u>	
<u>(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合</u>	
<u>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>34,000円</u>
<u>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>37,000円</u>

(イ) 当該建築物について 仕様基準を用いて評価を行 う場合		
a 床面積の合計が200平 方メートル未満のもの	18,000円	
b 床面積の合計が200平 方メートル以上のもの	19,000円	
(ウ) 当該建築物について 仕様・計算併用法基準を用 いて評価を行う場合		
a 床面積の合計が200平 方メートル未満のもの	25,000円	
b 床面積の合計が200平 方メートル以上のもの	28,000円	
4 法第12条第3項の規定に基 づく計画の変更の適合性判定 (以下この項において「計画の 変更の適合性判定」という。) を求めようとする者		[削る]
ア 計画の変更の適合性判定 を求めようとする建築物が 非住宅部分を有する建築物、 工場等部分を有する建築物、	非住宅部分を有する建築物又は 工場等部分を有する建築物にあ っては(ア)から(エ)までのいず れかに規定する手数料の額、共同	[削る]

<p><u>共同住宅等又は複合建築物</u> <u>である場合</u></p> <p>(ア) <u>当該建築物の非住宅</u> <u>部分について標準入力法</u> <u>等基準を用いて評価を行</u> <u>う場合</u></p> <p>a <u>非住宅部分の計画の変</u></p>	<p><u>住宅等にあっては(オ)から(キ)</u> <u>までのいづれかに規定する手数</u> <u>料の額、複合建築物にあっては</u> <u>(ア)から(エ)までのいづれか及</u> <u>び(オ)から(キ)までのいづれか</u> <u>に規定する区分に応じ、それぞ</u> <u>に規定する手数料の額を合算し</u> <u>た額。ただし、非住宅部分及び工</u> <u>場等部分を有する建築物の場合</u> <u>には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び</u> <u>(エ)に規定する区分に応じ、それ</u> <u>ぞれに規定する手数料の額を合</u> <u>算した額が当該建築物の非住宅</u> <u>部分及び工場等部分の床面積の</u> <u>合計を全て非住宅部分の面積と</u> <u>みなした場合の(ア)又は(ウ)に</u> <u>規定する区分に応じた手数料の</u> <u>額を超えるときは当該額とする。</u></p>	<p>224,000円</p>
---	--	-----------------

<u>更に係る部分の床面積 の合計が300平方メート ル未満のもの</u>	
b <u>非住宅部分の計画の変 更に係る部分の床面積 の合計が300平方メート ル以上500平方メートル 以内のもの</u>	<u>276, 000円</u>
(イ) <u>当該建築物の工場等 部分について標準入力法 等基準を用いて評価を行 う場合</u>	
a <u>工場等部分の床面積の合 計が300平方メートル未満 のもの</u>	<u>23, 000円</u>
b <u>工場等部分の計画の変更 に係る部分の床面積の合 計が300平方メートル以上 500平方メートル以内のも の</u>	<u>30, 000円</u>
(ウ) <u>当該建築物の非住宅 部分についてモデル建物 法基準を用いて評価を行</u>	

<u>う場合</u>		
a <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>86,000円</u>	
b <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>108,000円</u>	
(エ) <u>当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u>		
a <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>19,000円</u>	
b <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>26,000円</u>	

(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合		
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67, 000円	
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	114, 000円	
(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合		
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32, 000円	
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以	56, 000円	

<u>内のもの</u>			
(キ) <u>当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u>			
a <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	50,000円		
b <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	85,000円		
イ <u>計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</u>			
(ア) <u>当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合</u>			
a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	17,000円		
b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	19,000円		

	<u>方メートル以上のもの</u>		
	(イ) 当該建築物について 仕様基準を用いて評価を行 う場合		
	a 床面積の合計が200平 <u>方メートル未満のもの</u>	<u>9,000円</u>	
	b 床面積の合計が200平 <u>方メートル以上のもの</u>	<u>10,000円</u>	
	(ウ) 当該建築物について 仕様・計算併用法基準を用 いて評価を行う場合		
	a 床面積の合計が200平 <u>方メートル未満のもの</u>	<u>13,000円</u>	
	b 床面積の合計が200平 <u>方メートル以上のもの</u>	<u>14,000円</u>	
5	建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律施行 規則(平成28年国土交通省令第 5号)第13条の規定に基づく計 画の変更が同令第5条の軽微 な変更(以下この項において 「軽微な変更」という。)に該 当していることを証する書面		3 建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律施行 規則(平成28年国土交通省令第 5号)第13条の規定に基づく計 画の変更が同令第5条の軽微 な変更(以下この項において 「軽微な変更」という。)に該 当していることを証する書面

の交付（以下この項において「書面の交付」という。）を求めるようとする者

ア 書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては（オ）から（キ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれか及び（オ）から（キ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、（ア）及び（イ）又は（ウ）及び（エ）に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の

の交付（以下この項において「書面の交付」という。）を求めるようとする者

ア 書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

計画の軽微な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この項において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、第1の項アに定める額（この場合において、同項ア中「計画の適合性判定を受けようとする」とあるのは「書面の交付を求めようとする」と、「床面積の合計」とあるのは「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。）

		<u>(ア) 又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。</u>		
<u>(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</u>			[削る]	
<u>a 非住宅部分の計画の軽微な変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの</u>		<u>224,000円</u>		[削る]
<u>b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積</u>		<u>276,000円</u>		

<u>の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>			
<u>(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</u>	[削る]	[削る]	
<u>a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>23,000円</u>		
<u>b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>30,000円</u>		
<u>(ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u>	[削る]	[削る]	
<u>a 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル</u>	<u>86,000円</u>		

<u>ル未満のもの</u>			
b <u>非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>108,000円</u>	[削る]	[削る]
(エ) <u>当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u>			
a <u>工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>19,000円</u>		
b <u>工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>26,000円</u>		
(オ) <u>当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合</u>		[削る]	[削る]
a <u>住宅部分の軽微な変更</u>			

に係る部分の床面積の
合計が300平方メートル
未満のもの

b 住宅部分の軽微な変更
に係る部分の床面積の
合計が300平方メートル
以上500平方メートル以
内のもの

(カ) 当該建築物の住宅部
分について仕様基準を用
いて評価を行う場合

a 住宅部分の軽微な変更
に係る部分の床面積の
合計が300平方メートル
未満のもの

b 住宅部分の軽微な変更
に係る部分の床面積の
合計が300平方メートル
以上500平方メートル以
内のもの

(キ) 当該建築物の住宅部
分について仕様・計算併用
法基準を用いて評価を行

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

<u>う場合</u>			
a <u>住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	50,000円		
b <u>住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	85,000円		
イ 書面の交付を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合			
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合			
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円		
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円		
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合			
イ 書面の交付を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合			
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合			
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円		
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円		
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合			

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円
(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円
<u>6 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項から第8の項までにおいて「計画」という。)の認定(以下この項及び第8の項において「計画の認定」という。)を受けようとする者</u>		<u>4 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項から第6の項までにおいて「計画」という。)の認定(以下この項及び第6の項において「計画の認定」という。)を受けようとする者</u>	
ア 申請建築物(法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この項において同じ。)について計画の認定を		ア 申請建築物(法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この項において同じ。)について計画の認定を	

<p>受ける場合</p> <p>(ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）である場合</p> <p>a 当該建築物の非住宅部分について省令第10条</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては、a又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはcからeまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>	<p>受ける場合</p> <p>(ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項_____において同じ。）を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。）又は複合建築物_____</p> <p>_____である場合</p> <p>a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入</p>
--	--	---

<p><u>第1号イ(1)及び同号 ロ(1)の基準並びに同 号ただし書に規定する 方法(次項において「誘 導標準入力法等基準」と いう。)を用いて評価を行 う場合</u></p> <p>(a) 非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル未満のもの</p>		<p><u>力法等基準</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____を用いて評価を行 う場合</p> <p>(a) 非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル未満のもの</p>
<p>(b) 非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル以上500平方メ ートル以内のもの</p>	<p><u>224,000円</u> (非住宅誘導基準適合 証(法第14条第1項の登録建築物 エネルギー消費性能判定機関(以 下この表において「登録建築物エ ネルギー消費性能判定機関」とい う。)が作成した法第30条第1項 各号(法第31条第2項において準 用する場合を含む。)に掲げる基 準に適合していることを示す書 類をいう。以下この表において同 じ。)の提出がある場合にあって は、10,000円)</p> <p><u>276,000円</u> (非住宅誘導基準適合 証の提出がある場合にあっては、 <u>16,000円</u>)</p>	<p><u>241,000円</u> (非住宅誘導基準適合 証(法第14条第1項の登録建築物 エネルギー消費性能判定機関(以 下この表において「登録建築物エ ネルギー消費性能判定機関」とい う。)が作成した法第30条第1項 各号(法第31条第2項において準 用する場合を含む。)に掲げる基 準に適合していることを示す書 類をいう。以下この項において同 じ。)の提出がある場合にあって は、10,000円)</p> <p><u>297,000円</u> (非住宅誘導基準適合 証の提出がある場合にあっては、 <u>17,100円</u>)</p>

b 当該建築物の非住宅部分について <u>省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準</u> (次項において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合 (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの c 当該建築物の住宅部分について <u>省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準</u> (以下この項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合 (a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メー	<u>86,000円</u> (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>10,000円</u>) <u>108,000円</u> (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>16,000円</u>) <u>67,000円</u> (住宅誘導基準適合証等 (登録建築物エネルギー消費性	b 当該建築物の非住宅部分について <u>誘導モデル建物法基準</u> _____ _____ _____を用いて評価を行う場合 (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの c 当該建築物の住宅部分について <u>省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準</u> (以下この項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合 (a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メー	<u>92,100円</u> (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>10,000円</u>) <u>115,000円</u> (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>17,100円</u>) <u>71,900円</u> (住宅誘導基準適合証等 (_____
--	---	--	---

トル未満のもの	<p><u>能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</u>（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下<u>この表</u>において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）</p> <p><u>114,000円</u>（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）</p>	トル未満のもの	<p><u>_____住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</u>（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下<u>この表</u>において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）</p> <p><u>120,000円</u>（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）</p>
<p>(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この項及び次項において「誘導仕様基準」という。）を</p>		<p>(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この項及び次項において「誘導仕様基準」という。）を</p>	

用いて評価を行う場合		
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>32,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)	
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>56,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)	
e 当該建築物の住宅部分について_省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合		
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>50,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)	
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>85,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)	
用いて評価を行う場合		
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>34,200円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)	
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>59,300円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)	
e 当該建築物の住宅部分について_省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合		
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>53,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)	
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>89,300円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)	

トル以上500平方メートル以内のもの	0,000円)	トル以上500平方メートル以内のもの	0,000円)
(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下の項及び次項において同じ。)の場合		(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下の項及び次項において同じ。)の場合	
a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合		a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>34,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>36,100円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>37,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	<u>39,800円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)

もの	000円)	もの	000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	19,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	19,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>25,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>26,900円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	28,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	28,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
イ 他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合	当該計画に係る申請建築物及び他の建築物 <u>1棟ごとに</u> 、アの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額	イ 他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合	当該計画に係る申請建築物及び他の建築物 <u>1棟ごとに</u> 、アの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額
7 法第31条第1項の規定に基		5 法第31条第1項の規定に基	

<p>づく計画の変更の認定(以下この項及び次項において「計画の変更の認定」という。)を受けるとする者</p> <p>ア 計画に記載されている建築物について変更する場合 (ウの場合を除く。)</p> <p>(ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p>	<p>当該変更する建築物<u>1棟</u>ごとに、<u>1の</u>(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額</p> <p><u>非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはcからeまでのいづれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。)にあ</u></p>	<p>づく計画の変更の認定(以下この項及び次項において「計画の変更の認定」という。)を受けるとする者</p> <p>ア 計画に記載されている建築物について変更する場合 (ウの場合を除く。)</p> <p>(ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p>	<p>当該変更する建築物<u>1棟</u>ごとに、<u>1の</u>(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額</p> <p><u>計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、前項アに定める額(この場合において、同項ア中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとす</u></p>
--	--	--	---

	<p><u>ってはa又はb及びcからeまでの いずれかに規定する区分に応じ、 それぞれ当該手数料を合算した 額</u></p>		<p>る。)</p>
a 当該建築物の非住宅部 <u>分について誘導標準入 力法等基準を用いて評 価を行う場合</u>		[削る]	[削る]
(a) 非住宅部分の計画 <u>の変更に係る部分(床 面積の増加に係る部 分を除く。)の床面積 の2分の1の面積と 当該計画の変更に係 る部分の面積のうち 床面積の増加に係る 部分の床面積との合 計(以下この項におい て「計画の変更に係 る部分の床面積の合計」 という。)が300平方メ ートル未満のもの</u>	<p>224,000円(非住宅誘導基準適合 証の提出がある場合にあっては、 10,000円)</p>		
(b) 非住宅部分の計画	<p>276,000円(非住宅誘導基準適合</p>		

	<u>の変更に係る部分の 床面積の合計が300平 方メートル以上500平 方メートル以内のも の</u>	<u>証の提出がある場合にあっては、 16,000円)</u>		
b	<u>当該建築物の非住宅部 分について誘導モデル 建物法基準を用いて評 価を行う場合</u>		[削る]	[削る]
(a)	<u>非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300平 方メートル未満のも の</u>	<u>86,000円(非住宅誘導基準適合証 の提出がある場合にあっては、1 0,000円)</u>		
(b)	<u>非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300平 方メートル以上500平 方メートル以内のも の</u>	<u>108,000円(非住宅誘導基準適合 証の提出がある場合にあっては、 16,000円)</u>	[削る]	[削る]
c	<u>当該建築物の住宅部分 について誘導標準計算 基準を用いて評価を行</u>			

	<u>う場合</u>		
	(a) <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>67,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)</u>	
	(b) <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>114,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)</u>	
d	<u>当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</u>		[削る]
	(a) <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>32,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)</u>	[削る]
	(b) <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>56,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)</u>	

e 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		[削る]	[削る]
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)		
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	85,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)		
(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合		(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合	
a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合		a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	19,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	19,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、

	0平方メートル以内の もの	3,000円)		0平方メートル以内の もの	3,000円)
b	当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		b	当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a)	床面積の合計が20 0平方メートル未満の もの	9,000円 (住宅誘導基準適合証等 の提出がある場合にあっては、 3,000円)	(a)	床面積の合計が20 0平方メートル未満の もの	9,000円 (住宅誘導基準適合証等 の提出がある場合にあっては、 3,000円)
(b)	床面積の合計が20 0平方メートル以上50 0平方メートル以内の もの	10,000円 (住宅誘導基準適合証等 の提出がある場合にあっては、 3,000円)	(b)	床面積の合計が20 0平方メートル以上50 0平方メートル以内の もの	10,000円 (住宅誘導基準適合証等 の提出がある場合にあっては、 3,000円)
c	当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準 を用いて評価を行う場合		c	当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準 を用いて評価を行う場合	
(a)	床面積の合計が20 0平方メートル未満の もの	13,000円 (住宅誘導基準適合証等 の提出がある場合にあっては、 3,000円)	(a)	床面積の合計が20 0平方メートル未満の もの	13,000円 (住宅誘導基準適合証等 の提出がある場合にあっては、 3,000円)
(b)	床面積の合計が20 0平方メートル以上50 0平方メートル以内の もの	14,000円 (住宅誘導基準適合証等 の提出がある場合にあっては、 3,000円)	(b)	床面積の合計が20 0平方メートル以上50 0平方メートル以内の もの	14,000円 (住宅誘導基準適合証等 の提出がある場合にあっては、 3,000円)

	<p>イ 計画の記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合(ウの場合を除く。)</p> <p>ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物を計画に追加する場合</p> <p><u>8</u> 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p>	<p>当該追加する建築物<u>1棟</u>ごとに、<u>6</u>のアの(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額</p> <p>当該変更する全ての建築物についてアの規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイの規定により算出した額を合算した額</p> <p>計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計に応じて第19号及び江津市建築基準法の施行に関する規則(平成24年江津市規則第34号)第6条の規定により算出した額(工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて第19号の規定により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて第19</p>	<p>イ 計画の記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合(ウの場合を除く。)</p> <p>ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物を計画に追加する場合</p> <p><u>6</u> 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p>	<p>当該追加する建築物<u>1棟</u>ごとに、<u>前項</u>のアの(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額</p> <p>当該変更する全ての建築物についてアの規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイの規定により算出した額を合算した額</p> <p>計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計に応じて第19号及び江津市建築基準法の施行に関する規則(平成24年江津市規則第34号)第6条の規定により算出した額(工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて第19号の規定により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて第19</p>
--	--	--	--	---

	号の規定より算出した額を加えた額)		号の規定より算出した額を加えた額)
(23)～(35) [略]		(23)～(35) [略]	

議案第 65 号

条例名	江津市公的住宅管理条例	区分	新制定
制定の理由	公的住宅の新設に伴い、管理に必要な事項を定めるため。		
条例の内容	<p>○ 防災集団移転促進事業の施行に伴う移転者の住居として整備した公的住宅ノヴェル嘉戸の設置及び管理に必要な事項を定めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨 ・定義 ・施設の位置 ・入居者の資格、選考、入居の手続 ・家賃、敷金 ・入居者の費用負担義務、保管義務 ・住宅の検査、明け渡し請求 ・指定管理者による管理、業務 <p>(別表：名称及び所在地、戸数、規模、家賃)</p>		
施行期日	公布の日		
関連例規等	江津市公的住宅管理条例施行規則		
備 考			

江津市規則第 1 号

江津市公的住宅管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江津市公的住宅管理条例（令和7年江津市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込み)

第2条 条例第5条第1項の規定により公的住宅に入居しようとする者は、公的住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 入居しようとする者及びその同居予定親族の居住を証明する書類（住民票等市町村長の交付する書類とする。以下「居住証明書」という。）
- (2) 入居しようとする者及びその同居予定親族の納税を証明する書類
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第7条第1項の規定による通知は、公的住宅入居決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第13条第1項に規定する敷金は、公的住宅敷金納付書（様式第3号）により納付するものとする。

(請書)

第3条 条例第7条第2項第1号の請書（以下「請書」という。）は、様式第4号によるものとする。

2 請書には、当該請書に署名した条例第7条第1項に規定する入居決定者（以下「入居決定者」という。）の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(緊急連絡先の変更)

第4条 入居者は、緊急連絡先の者が死亡等の理由により、緊急連絡先を変更しようとするときは、公的住宅緊急連絡先変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(入居決定の取消し)

第5条 市長は、条例第8条の規定に基づき入居の決定の取消しを行うときは、公的住宅入居決定取消通知書（様式第6号）により当該入居の決定の取消しに係る

入居決定者（既に入居している者を含む。）に通知するものとする。

（同居の承認）

第6条 条例第9条第1項の規定による同居の承認を受けようとする入居者は、公的住宅同居承認申請書（様式第7号）に同居させようとする者の居住証明書、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは公的住宅同居承認通知書（様式第8号）により、承認しないこととしたときは公的住宅同居承認申請却下通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（同居者の異動）

第7条 入居者は、公的住宅への入居の際に同居した親族及び条例第9条第1項の規定により同居の承認を得た者に死亡、転居等により異動を生じたときは、速やかに公的住宅同居者異動届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（入居の承継の承認）

第8条 条例第10条第1項の規定による入居の承継の承認を受けようとする者は、公的住宅入居承継承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは公的住宅入居承継承認通知書（様式第12号）により、承認しないこととしたときは公的住宅入居承継承認申請却下通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。この場合において、承認を受けた者については、第3条の規定を準用する。

（公的住宅を使用しないときの届出）

第9条 条例第19条の規定により公的住宅を引き続き15日以上使用しないときの届出をしようとする入居者は、当該公的住宅を使用しなくなる日前3日までに公的住宅使用休止届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（用途併用の承認等）

第10条 条例第21条ただし書の規定に基づき公的住宅の一部を住宅以外の用途に併用することの承認を受けようとする入居者は、公的住宅用途併用承認申請書（様式第15号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは公的住宅用途併用承認通知書（様式第16号）により、承認しないこととしたときは公的住宅用途併用承認申請

却下通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。

（模様替等の承認等）

第11条 条例第22条第1項ただし書の規定に基づき公的住宅を模様替し、若しくは増築し、又は当該公的住宅の敷地内に工作物を設置すること（以下「模様替等」という。）の承認を受けようとする入居者は、公的住宅模様替・増築等承認申請書（様式第18号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 模様替等する部分が住宅の一部であって、かつ、柱、壁、土台、床、はり、屋根等に損傷を与えない場合に限ること。
- (2) 増築又は工作物の設置をしても、その位置及び環境が住宅及び共同施設の維持に支障がない場合に限ること。

3 市長は、第1項の規定による申請を承認したときは公的住宅模様替・増築等承認通知書（様式第19号）により、同項の承認をしないこととしたときは公的住宅模様替・増築等承認申請却下通知書（様式第20号）により申請者に通知するものとする。

（滅失等の届出）

第12条 入居者は、当該公的住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、公的住宅滅失（き損）届（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

（住宅の明渡し請求）

第13条 市長は、条例第8条の規定による入居の決定の取消しを受けた者で既に入居しているものに対する公的住宅の明渡しの請求又は条例第24条第1項の規定による公的住宅の明渡しの請求を行うときは、公的住宅明渡請求書（様式第22号）により当該明渡しに係る入居者に通知するものとする。

（明渡しの手続）

第14条 条例第23条第1項の規定により公的住宅を明け渡そうとするときの届出をしようとする入居者は、当該明け渡そうとする日の5日前までに、公的住宅明渡届（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

（敷金の還付）

第15条 条例第13条第3項の規定による敷金の還付を受けようとする者は、公的

住宅敷金還付請求書（様式第24号）を提出するものとする。

（公的住宅監理員の資格及び職務）

第16条 条例第27条に規定する公的住宅監理員（以下「監理員」という。）は、
公的住宅及び共同施設の管理（以下「住宅の管理」という。）についての知識、技
能又は経験を有する者でなければならない。

2 監理員は、条例第23条第1項又は条例第29条第1項に規定する検査を行うほ
か、次の職務を行うものとする。

- (1) 公的住宅及び共同施設の使用及び維持に関する指導
- (2) その他住宅の管理上必要な指導

（公的住宅管理人の資格及び職務）

第17条 条例第28条に規定する公的住宅管理人（以下「管理人」という。）は、
公的住宅ごとに1人置くこととし、公的住宅の入居者のうちから監理員の職務を
補助する能力を有する者を市長が委嘱する。ただし、市長が特別の事情があると
認めるときは、管理人を置かず、又はその数を増員することができる。

2 管理人の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 市長は、管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、任期の中途において
解任することができる。

- (1) 職務を忠実に遂行しないと認めたとき。
- (2) 疾病その他やむを得ない事由により職務を遂行できないと認めたとき。
- (3) その他管理人として不適当と認めたとき。

4 管理人は、監理員の指揮を受け、次の職務を行うものとする。

- (1) 家賃の納付書等の配付に関すること。
- (2) 公的住宅の入居又は明渡しの確認に関すること。
- (3) 公的住宅及び共同施設の破損箇所の発見及びその報告に関すること。
- (4) その他住宅の管理上必要な指示を行うこと。

（証票）

第18条 条例第29条第1項に規定する検査に当たる者は、同条第3項の規定によ
り、公的住宅立入検査員証（様式第25号）又は検査に当たる者であることの証票
を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は告示で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 66 号

条例名	江津市営住宅等駐車場条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	公的住宅の新設に伴い、所要の改正を行うもの。		
条例の内容	○ 別表に「ノヴェル嘉戸駐車場」を追加する。		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備 考			

江津市営住宅等駐車場条例（平成20年江津市条例第5号）新旧対照表

改正前（旧）					改正後（新）				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
住宅区分	名 称	位 置	区画 数	月額使用 料	住宅区分	名 称	位 置	区画 数	月額使用 料
市営	[略]				市営	[略]			
定住	[略]				定住	[略]			
公社	[略]				公社	[略]			
都再	東高浜団地駐 車場	江津町 1341 番地 1	6	1,540 円	都再	東高浜団地駐 車場	江津町 1341 番地 1	6	1,540 円
[新設]					公的	<u>ノヴェル嘉戸 駐車場</u>	<u>渡津町 934 番地 1</u>	<u>6</u>	<u>1,500 円</u>

工事請負契約の締結について（変更仮契約）

1. 契約の目的	江津東小学校（教室棟）外壁改修他工事
2. 工事場所	江津市後地町地内
3. 契約金額	変更前 金147,400,000円（税込） （うち消費税及び地方消費税の額13,400,000円） 変更後 金164,315,800円（税込） （うち消費税及び地方消費税の額14,937,800円）
4. 契約の相手方	住 所：江津市桜江町川戸472番地1 名 称：今井産業株式会社 代表者名：代表取締役 今井久師
5. 変更仮契約締結日 (原契約成立日)	令和7年11月18日（令和7年6月24日）
6. 工期	令和7年6月25日から令和8年2月28日まで
7. 工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事一式 <p>【変更概要】</p> <p>外壁工事の数量変更による増額、引違窓戸車交換などのその他工事の追加</p>

令 和 7 年 度

12月補正予算

予算のあらまし
及び事業概要



令和7年度 江津市補正予算総括表

12月補正予算

単位:千円

会計別		補正前の額	補正額	補正後計	令和6年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)
一般会計		19,350,899	164,052	19,514,951	18,819,722	695,229	3.7
特別会計	国民健康保険事業	3,029,302	3,018	3,032,320	3,185,909	△ 153,589	△ 4.8
	国民健康保険診療所事業	1,547		1,547	1,627	△ 80	△ 4.9
	後期高齢者医療事業	873,427		873,427	881,254	△ 7,827	△ 0.9
	小計	3,904,276	3,018	3,907,294	4,068,790	△ 161,496	△ 4.0
合計		23,255,175	167,070	23,422,245	22,888,512	533,733	2.3

令和7年度 一般会計補正予算(第6号)総括表

12月 専決補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 税	2,824,141		2,824,141	
2. 地方譲与税	170,000		170,000	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,500		13,500	
10. 地方交付税	6,294,700	107,554	6,402,254	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	96,122		96,122	
13. 使用料及び手数料	206,023		206,023	
14. 国庫支出金	2,790,151	25,695	2,815,846	
15. 県支出金	1,242,146	15,489	1,257,635	
16. 財産収入	35,821		35,821	
17. 寄 付 金	619,491	1,828	621,319	
18. 繰 入 金	1,163,165	847	1,164,012	
19. 繰 越 金	630,740		630,740	
20. 諸 収 入	765,699	2,639	768,338	
21. 市 債	1,891,200	10,000	1,901,200	
歳 入 合 計	19,350,899	164,052	19,514,951	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	139,556	88	139,644	
2. 総 務 費	3,421,641	24,300	3,445,941	
3. 民 生 費	5,801,932	100,650	5,902,582	
4. 衛 生 費	1,761,516	432	1,761,948	
5. 労 働 費	49,294		49,294	
6. 農林水産業費	721,099	4,320	725,419	
7. 商 工 費	360,338	2,679	363,017	
8. 土 木 費	2,366,589	21,115	2,387,704	
9. 消 防 費	726,229	1,500	727,729	
10. 教 育 費	1,890,571	8,968	1,899,539	
11. 災害復旧費	84,650		84,650	
12. 公 債 費	2,017,484		2,017,484	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	19,350,899	164,052	19,514,951	

令和7年度 12月補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの		
10 地方交付税	6,294,700	107,554	6,402,254	普通交付税 107,554		
14 国庫支出金	2,790,151	25,695	2,815,846	障害者自立支援給付費負担金(介護給付事業)	3,791	障害者自立支援給付費負担金(訓練等給付事業) 19,749
				障害者自立支援給付費負担金(障害福祉事業)	648	障害児入所給付費・医療費等負担金 △ 7,690
				生活保護費等負担金	4,875	中国残留邦人等生活支援給付負担金 4,125
				地域生活支援事業費等補助金	197	
15 県支出金	1,242,146	15,489	1,257,635	障害者自立支援給付費等負担金(介護給付事業)	1,895	障害者自立支援給付費等負担金(訓練等給付事業) 9,874
				障害者自立支援給付費等負担金(障害福祉事業)	324	障がい児入所給付費・医療費等負担金 3,170
				地域生活支援事業費等補助金	98	島根県児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 8
				島根県中山間地域創業者支援向け資金繰り支援補助金	120	
17 寄付金	619,491	1,828	621,319	一般寄付金	828	まち・ひと・しごと創生寄付金 1,000
18 繰入金	1,163,165	847	1,164,012	元気！勇気！感動！ごうつふるさと基金繰入金	347	まち・ひと・しごと創生基金繰入金 500
20 諸収入	765,699	2,639	768,338	島根県市町村振興協会補助金	1,500	学校給食用米負担金 1,139
21 市債	1,891,200	10,000	1,901,200	公共施設等適正管理推進事業	△ 45,000	道路補修事業 55,000
合 計		164,052				

令和7年度 12月補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
総務費								
財産管理費	50,256	12,375	62,631					12,375
普通財産管理費	市有施設アスベスト含有調査業務委託料							
財産管理費	16,756	1,445	18,201					1,445
桜江庁舎財産管理費	給水施設整備滅菌機取替及び受水槽用給水配水管修繕料							
民生費								
障がい者福祉費	361,570	39,499	401,069	19,749	9,874			9,876
訓練等給付事業	扶助費(共同生活援助サービス費 13,280千円、障害福祉費等 26,219千円)							
障がい者福祉費	531,070	7,582	538,652	3,791	1,895			1,896
介護給付事業	扶助費(重度訪問介護費 2,507千円、居宅介護費 △1,538千円、生活介護費 △3,973千円、短期入所費 △1,184千円、障害福祉費等扶助費 11,822千円、同行援護費 △52千円)							
児童福祉総務費	140,843	33,513	174,356	△ 7,690	3,178			38,025
児童支援事業	児童支援事業扶助費							
扶助費	265,970	6,500	272,470	4,875				1,625
生活保護費	介護扶助費							
扶助費	1,600	5,500	7,100	4,125				1,375
中国残留邦人等生活支援事業	扶助費							
農林水産業費								
農業振興費	16,837	2,414	19,251					2,414
有害鳥獣被害対策事業	緊急銃獵時補償費用保険料 76千円、緊急銃獵用装備品購入費 2,338千円							
農業振興費	10,392	2,000	12,392					2,000
みんなでつなげる有機の郷事業	学校給食用自然栽培米購入費 1,700千円、配達手数料 300千円							
商工費								
商工振興費	8,398	2,520	10,918					2,520
商工振興費	信用保証料補助金 2,520千円							
土木費								
道路橋梁総務費	27,866	1,000	28,866					1,000
施設管理費	施設修繕料							

令和7年度 12月補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
道路維持費	174,922	15,000	189,922			10,000		5,000
道路維持補修事業	道路修繕料及び補修工事費							
市街地整備事業費	1,450	5,000	6,450					5,000
狭あい道路拡幅整備事業	狭あい道路拡幅整備工事費(都野津110号線)							
消防費								
非常備消防費	64,761	1,500	66,261					1,500
非常備消防費	消防団員出動手当							
教育費								
学校給食費	20,000	8,000	28,000					8,000
物価高騰対策費	学校給食会運営費補助金							

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳						
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事業概要									
国民健康保険事業特別会計										
	3,029,302	3,018	3,032,320		△ 15,355			18,373		
国民健康保険事業特別会計	【歳入】保険給付費等交付金 △15,355千円、一般会計繰入金 2,200千円、財政調整基金繰入金 818千円、第三者納付金 15,355千円 【歳出】一般管理費 2,200千円、審査支払手数料 818千円									

令和7年度 12月補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳				予算額の内訳										
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	4.一般補助施設整備等	5.一般単独(5-3~6は内書き)				6.辺地対策	7.過疎対策
			現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)	現年分(緑越分)
総務債	過疎対策事業(ソフト事業)	7	96,500		96,500										96,500
	地域コミュニティ交流センター整備事業	7	5,100		5,100										5,100
	生活交通バス整備事業	7	11,000		11,000										11,000
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	7	85,400		85,400										85,400
児童福祉債	保育所等整備事業	7	7,000		7,000										7,000
衛生債	地域医療支援対策事業	7	10,700		10,700										10,700
	エコクリーンセンター整備事業	7	346,500		346,500										346,500
	不燃物処理場整備事業	7	15,900		15,900										15,900
農業債	農道整備事業	7	13,000		13,000										13,000
	農地耕作条件改善事業	4	500 (13,700)		500 (13,700)				500 (13,700)						
	給水施設整備事業	6	6,500		6,500										6,500
	ライスセンター再編整備事業	7	(300,800)		(300,800)										(300,800)
林業債	災害関連緊急治山事業	5	14,800		14,800					14,800			14,800		
	林業専用道開設事業	6	35,000 (10,100)		35,000 (10,100)										35,000 (10,100)
商工債	地場産業振興センター改修事業	7	91,200		91,200										91,200
	観光費	7	(2,800)		(2,800)										(2,800)
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	5	45,000	△ 45,000											
	市道敬川試験場線側溝改良事業	7	26,100		26,100										26,100
	市村地区側溝改良事業	5	8,000		8,000					8,000			8,000		
	橋梁長寿命化事業	6・7	24,300 (4,600)		24,300 (4,600)										4,500
	通学路整備事業	7	181,400 (7,200)		181,400 (7,200)										181,400 (7,200)
	道路ストック総点検事業	1	2,000		2,000	2,000									
	落石対策事業	1	34,900		34,900	34,900									
	道路維持補修事業	5	(21,500)	55,000	55,000 (21,500)					55,000			55,000		(21,500)
	市道敬川試験場線側溝改良事業	7	(4,000)		(4,000)										(4,000)
河川債	河川浚渫事業	5	10,000		10,000					10,000			10,000		
都市計画債	公園施設長寿命化事業	7	90,100 (1,200)		90,100 (1,200)										90,100 (1,200)
	東高浜市街地整備事業	7	18,700		18,700										18,700
	有福温泉街なみ整備事業	6	19,200		19,200										19,200
	石見海浜公園整備事業	7	14,000		14,000										14,000
	防災集団移転促進事業	4	79,500 (97,800)		79,500 (97,800)				79,500 (97,800)						
	中央公園整備事業	7	7,300		7,300										7,300
	まち交公園整備事業	7	5,400		5,400										5,400

令和7年度 12月補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳					予算額の内訳										
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等 復旧・単独	3-1.災害 復旧・補助	3-2.災害 復旧・補助	4.一般補 助施設整 備等	5.一般単独 (5-3~6は内書き)				6.辺地 対策	7.過疎 対策	
										5.一般 単独計	5-3.内 緊急防災	5-4.内 公共施設 等	5-5.内 緊急自然 灾害	5-6.内 緊急凌濛		
			現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)
			都市公園管理事業	7 (10,700)		(10,700)										(10,700)
消防債	都市下水路管理費					(69,000)										
						(69,000)										
	防災施設整備事業	5	24,700		24,700					24,700	24,700					
	緊急自動車等更新事業	7	53,700		53,700											53,700
小学校債	消火栓整備事業	5	7,800		7,800					7,800	7,800					
	Jアラート整備事業	5	7,100		7,100					7,100	7,100					
	大規模改修事業	7	153,800		153,800											153,800
	仮称西部統合小学校建設事業	7	237,300 (171,500)		237,300 (171,500)											237,300 (171,500)
中学校債	大規模改修事業	7	21,900		21,900											21,900
教育債	学校給食費	7	15,300		15,300											15,300
社会教育債	コミュニティセンター管理事業	7	2,600		2,600											2,600
	社会体育施設整備事業	7	7,700		7,700											7,700
臨時財政対策債	臨時財政対策債	13														
農林水産施設災害復旧費	現年発生農業用施設災害復旧事業	3	1,900 (1,000)		1,900 (1,000)		1,900 (1,000)									
	現年発生林道災害復旧事業	3	6,500 (300)		6,500 (300)		6,500 (300)									
公共土木施設等災害復旧費	現年発生公共土木施設等災害復旧事業	3	45,900 (17,300)		45,900 (17,300)		42,500 (14,300)	3,400 (3,000)								
市債・現年分合計			1,891,200	10,000	1,901,200	36,900	50,900	3,400	80,000	127,400	39,600		77,800	10,000	65,200	1,537,400
市債・繰越分合計 ()書き			(733,500)		(733,500)		(15,300)	(3,300)	(111,500)	(69,000)			(69,000)		(10,100)	(524,300)
市債・現年分 繰越分 合計			2,624,700	10,000	2,634,700	36,900	66,200	6,700	191,500	196,400	39,600		146,800	10,000	75,300	2,061,700

訓練等給付事業について

1. 事業の目的

障がい者が自立した日常生活や社会生活を送るために、必要な知識や技能の習得、身体機能や生活能力の向上を図ることを目的とする事業で、利用見込み及び新たに開設された事業に伴う見直しを行う。

2. 事業の内容

事 業	内 容
共同生活援助 事業（グループホーム）	地域社会の中で共同生活を送り、日常生活の自立に向けた訓練を行う
障害福祉サービス 事業	自立訓練事業 日常生活訓練・社会参加支援 就労継続支援等 就労に向けた支援、訓練

3. 事業の効果と目標

サービスを適切に提供することで、日常生活や社会生活を送るための能力や技術を獲得することができる。

4. 補正額

○共同生活援助費（グループホーム）(13,280千円)

- ・グループホームが市内に1か所増えるため、利用者増を見込んだ

○障害福祉サービス費 (26,219千円)

- ・自立訓練事業サービスを行う事業所が新設（1か所）されるため、利用者増を見込んだ
- ・就労継続支援等の利用者が増加し更に事業所も増設（1か所）されるため、利用者増を見込んだ

合 計 39,499千円（国庫負担金19,749千円、県負担金9,874千円、一般財源9,876千円）

児童支援事業について

1. 事業の目的

障がいや発達に心配のある児童に対し日常生活における生活能力や、集団生活への適応力、社会性を高めるための療育を実施し、日常生活、社会生活が円滑に送れるようにすることを目的とした事業で、利用の増加見込みにより見直しを行う。

2. 事業の内容

児童支援事業

未就学児や就学児に対し、発達段階や課題に応じた療育（発達支援）を実施する。

3. 事業の効果と目標

療育（発達支援）を必要とする児童に対し、必要なサービスを提供することで日常生活や社会生活において必要な力を獲得することができる。

4. 補正額

33,513千円・・・・利用者及び延べ利用日数が増加しているため

(国庫負担金 △7,690千円、県負担金 3,178千円、一般財源 38,025千円)

有害鳥獣被害対策事業（緊急銃猟体制整備）について

1. 事業の目的

令和7年度末までに緊急銃猟の体制整備を図る方針のもと、緊急銃猟マニュアルの作成と従事者の安全装備品の導入を一体的に進めており、本事業は、従事者の安全対策を講じるもの

2. 事業の内容

- ・緊急銃猟従事者の安全確保を図るため、安全装備を整備
- ・緊急銃猟対応時の物損事故に備え、保険加入により補償体制を整備

3. 事業の効果と目標

緊急銃猟従事者の安全確保と活動環境の整備を通じて、クマの市街地出没等の緊急事態に備え、市民の安心と安全を守る体制を構築

4. 事業費及び予算額（補正額）

2,414千円（一般財源）

区分	金額	内容
安全対策備品	2,338千円	防護盾、防弾ヘルメット、防刃ベスト、アームカバー等（従事者10人分）
保険料	76千円	物損事故対応
合計	2,414千円	